

別紙 2

埼玉県小・中学校教育課程北部地区説明・協議会の傍聴を希望される方へ

1 傍聴の手続

- (1) 説明会の傍聴を希望される方は、説明・協議会開始予定時刻までに会場受付で、氏名、住所及び部会名を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の定員は各分科会 3 名です。受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。

2 傍聴する際に守っていただく事項

次の事項を必ず守ってくださるようお願いします。

- (1) 説明会中は静かに傍聴し、発言に対し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、協議を妨害しないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、各地区実施運営委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (4) その他会場の秩序を乱し、説明会の運営の支障となる行為をしないこと。

3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は、傍聴中、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記 2 の傍聴する際に守っていただく事項に違反したときは、注意し、これに従わないときは退室していただくことがあります。

4 その他

- (1) 説明会で配付、交換される資料等の提供はしません。
- (2) 御質問、御意見は事務局担当者をお願いします。